



所 管	恵那市消防本部消防総務課		
担 当	曾我	問い合わせ	0573-26-0295

報 道 機 関 各位

消防団員報酬の支給に係る源泉徴収額並びに源泉徴収票の額の記載誤りおよび源泉徴収漏れについて

恵那市消防本部では、消防団員に支給した年額報酬に係る源泉徴収額の誤り及び徴収漏れにより市・県民税徴収額に誤りがありましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 概要

令和7年9月、他市で発覚した消防団員報酬に係る源泉徴収票の記載誤りを受け、当市において調査したところ、令和4年度から令和6年度に支払った消防団員年額報酬に係る源泉所得税徴収事務において、過徴収及び未徴収が判明しました。

- ・過徴収 令和4年度から令和6年度の分団長以上 延べ50人
源泉所得税及び市・県民税の過徴収額 合計124,158円
- ・未徴収 令和5年度、令和6年度の分団長 54人
源泉所得税及び市・県民税の未徴収額 合計1,910円

2. 原因

・過徴収について

令和4年3月の消防庁通知により、令和4年4月1日以降に支払われる消防団員年額報酬について、5万円以上の団員に対し、5万円を超えた額について課税対象とするところ、通知内容の確認不足により、報酬額全額を課税対象にしたことによります。

・未徴収について

令和5年4月に行われた恵那市消防団員報酬額の見直しにより、分団長の年額報酬が5万円を超えたため、本来であれば課税対象とするところ、確認方法に誤りがあり、課税対象者リストへの記載が漏れ、課税されていなかったことによります。



市公式キャラクター
『エーナ』



4. 今後の対応

対象者の方へ直接謝罪し、市が源泉所得税および住民税の還付と納付の事務手続きを進めてまいります。

5. 再発防止について

- ・国や県からの通知文書などを確認し、周知徹底を図ります。
- ・消防団員報酬支払い事務のマニュアルを作成します。
- ・支払い事務については、複数人の職員で確認を行います。